

前金	部分払	
有	一回	

令和元年度営事推第1－18号

津市モーターボート競走場競技棟新築工事に係る地質調査業務委託

業務場所	津市 藤方 地内
業務期間	令和元年10月31日まで
業務概要	機械ボーリング 1箇所（計30m）

部長	部次長	営繕課長	調整・建築営繕担当主幹 検算者	建築営繕担当 照査責任者	担当	設計者
/	/		設備担当 検算者	設備担当 照査責任者	担当	設計者
			/	/	/	/

津市建設部営繕課

直接調査費						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
ボーリング調査	φ86 30m×1箇所					
	粘性土・シルト	1	m			
	砂質土	16	m			
	礫混じり土砂	13	m			
標準貫入試験						
	粘性土・シルト	1	回			
	砂質土	16	回			
	礫混じり土砂	13	回			
現場透水試験	ケーシング法	6	回			
土粒子の密度試験	3個/試料	25	試料			
土の含水比試験	3個/試料	25	試料			
土の粒度試験(1)	粘性土	2	試料			
土の粒度試験(2)	砂、砂質土 0.5kg以下	23	試料			
計						

特 記 仕 様 書

【現場の調査に関する事項】

受注者は、現場の調査を行う技術者（下請負を含む）には氏名、業務名、期間、顔写真、受注会社名及び社印の入った名札を着用させること。

<名札の例>

写 真 2cm×3cm 程度	調 査 技 術 者 氏 名 ○○ ○○ 件 名 ○○○○○業務委託 工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 社 名 ○○○○株式会社 印
--------------------------	---

注 1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注 2）印は所属会社の社印とする。

【前払い金に関する事項】

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約金額の10分の3以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いをするものとする。

【測量調査設計業務実績情報サービスの登録に関する事項】

受注者は、受注時において契約金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録機関に登録申請をしなければならない。

また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成27年津市訓第76号）において使用する用語の例による。

3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに、所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。

なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

津市公契約条例に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市公契約条例（津市条例第22号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

3 受注者等の責務

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。
- (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。
- (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。
- (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。
- (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。
- (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

4 公契約の解除等

市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。

- (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。
- (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。
- (5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。

労働環境の確保に係る誓約事項

津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。

また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。

記

- 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。
- 2 関係法令に違反し、関係機関からは是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。
- 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。
- 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出（以下「違反申出」という。）をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。
- 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。
- 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。
- 7 市長等が行う施策に協力すること。

配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力を願うものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

- 1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。

地質調査業務委託特記仕様書

1. 業務名称

令和元年度営事推第1－18号

津市モーターボート競走場競技棟新築工事に係る地質調査業務委託

2. 調査内容

ボーリング調査、標準貫入試験、現場透水試験、

土粒子の密度試験、土の含水比試験、土の粒度試験（１）、土の粒度試験（２）

3. 業務内容

- ① ボーリング調査は、掘削孔径φ86mm 30m 1箇所とする。
- ② ボーリング位置は別添図面によるが、市監督員の立ち会いのうえ決定する。
- ③ 現場透水試験は、GL-3m、GL-5m、-12m、-15m、-20m、-27m附近の層にて行う。
詳細については、市監督員と協議すること。
- ④ 本調査業務委託にて採取した試料及び市が提供する前地質調査時の採取試料（19試料）の土粒子の密度試験、土の含水比試験、土の粒度試験（１）、土の粒度試験（２）を行うものとする。
- ⑤ 全ての調査箇所は、モーターボート競走場運営側敷地内で調査を行うため進入経路は、市監督員と協議のうえ決定する。
- ⑥ ベンチマークについては、市監督員の指示による。
- ⑦ ボーリング深度については、地層の状況により適宜増減することがある。
- ⑧ 地下水位については、正確にその深さを測定し、調査終了まで毎日作業前に水位を測定記録する。なお、地下水位を確認するまでは、原則として無水掘を行うこと。
- ⑨ 標準貫入試験は、1mごと及び地層の変化に応じて行う。
- ⑩ ボーリングが完了した時点で市監督員の立ち会いのうえ、深さの確認を行う。
- ⑪ 調査孔は、現況復旧とする。（現況：土 1箇所）
- ⑫ 調査時はガードフェンス（H=1,800）等にて周囲を囲うこと。
- ⑬ 業務着手前に業務計画書を市監督員に提出し、承諾を得ること。
- ⑭ 施設運営を行いながらの調査となる為、準備、片付け時期は原則下記の期間内とする。
準備時期：令和元年9月 7日 から 同年9月 8日 まで
片付け時期：令和元年9月16日 から 同年9月20日 まで
レース開催中の作業を可能とするが、レース発走前の騒音作業等は控えること。また、レース開催状況に変動が生じた場合、津市ボートレース事業部事業推進課との協議により進めるものとする。
- ⑮ 考察については、競走水面内での遮水工および排水工に関して考察すること。
詳細については、市監督員と協議すること。

4. 成果品の提出

① 報告書 2部（金文字製本）

- ・ 調査方法
- ・ 調査結果
- ・ 地形地盤の概要、地下水位と透水性、競走水面内での遮水工と排水工についての考察
- ・ 土質柱状図
- ・ 土質断面図
- ・ 現場記録写真
- ・ その他

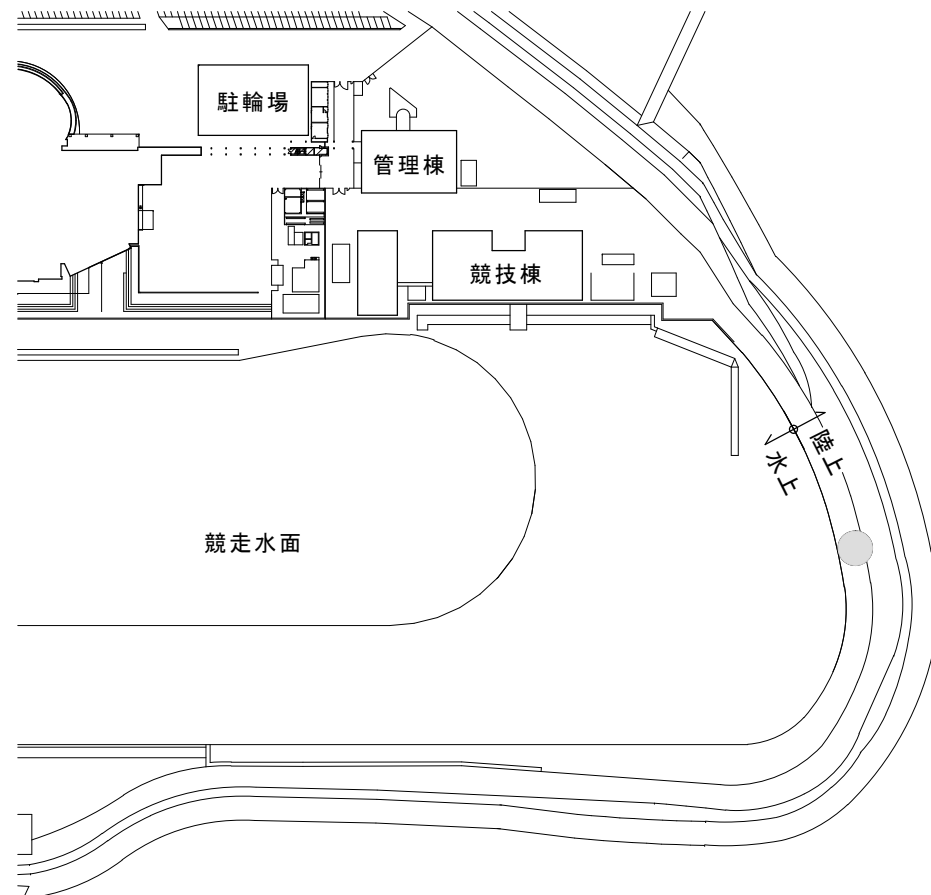
② 土質標本 1セット（各調査箇所別に標本箱に入れて提出）



業務箇所



位置図



配置図

● : 調査位置